

設備・備品購入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 設備・備品購入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県健康福祉部長寿社会課関係補助金交付要綱の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援として設備等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、別添1に定める対象事業所等を運営する法人を対象とする。

(対象経費、上限額及び補助額)

第4条 この補助金の対象となる経費は、別添1に定める事業に要する設備等の購入費とし、令和7年12月16日以降に支出原因が生じたもの（領収書等により当該日以降の支払いであることが確認できるものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備等の取得に要する費用の単価が50万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上のものは、補助の対象としない。

3 第1項の経費に対する補助額は、事業所・施設ごとに、別添1に定める基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）を比較して少ない方の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事へ提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（補助事業全体経費の20%以内の軽微な変更を除く。）をする場合には、別紙様式第2号により申請書を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式第3号による申請書を提出し、

速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が令和8年8月31日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を秋田県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚生労働大臣が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 知事は、第5条による申請手続又は第6条（1）による変更申請手続があったときはその内容を審査の上、適当と認めた場合は、交付すべき額の交付決定を行い、財務規則第250条の規定により交付決定の通知をするものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、財務規則第255条の規定により実績報告をするときは、別紙様式第4号による実績報告書に係る書類を添えて、知事へ提出するものとする。

（額の確定）

第9条 知事は、財務規則第256条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助対象者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

(調査)

第11条 知事は、補助事業の実施に関して、申請者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。

別添1 設備・備品購入支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

補助対象事業所・施設		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
事業所・施設等の種別（※1）		気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）		90 /事業所
2	訪問介護事業所		140 /事業所
3	上記以外：1月あたり延べ訪問回数200回以下		180 /事業所
4	上記以外：1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下		250 /事業所
5	上記以外：1月あたり延べ訪問回数2,001回以上		85 /事業所
6	訪問看護事業所		85 /事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		85 /事業所
8	1月あたり延べ利用者数300人以下		85 /事業所
9	通所介護事業所		128 /事業所
10	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下		170 /事業所
11	1月あたり延べ利用者数601人以上		85 /事業所
12	通所リハビリテーション事業所		85 /事業所
13	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		85 /事業所
14	福祉用具貸与事業所		85 /事業所
15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		85 /事業所
16	地域密着型通所介護事業所		85 /事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		85 /事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		85 /事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		85 /事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		85 /事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		85 /事業所
22	居宅介護支援事業所		85 /事業所
23	介護老人福祉施設		3 /定員
24	介護老人保健施設		3 /定員
25	介護医療院		3 /定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		3 /定員
27	短期入所生活介護事業所		3 /定員
28	養護老人ホーム		3 /定員
29	軽費老人ホーム		3 /定員
対象経費の例	<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ボンチョ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 <p>【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 ・業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費 <p>【訪問系・通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クマ被害防止対策に必要な設備・物品等の購入等経費 	<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 ・ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ・衛生用品、医療用品等の購入等経費 ・簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 	
補助額	<p>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を補助することができる。</p>		

※ 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。
 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点のものとする。
 事業所・施設等について、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は補助対象とする。
 各介護予防サービス、医療系サービスのみなし指定事業所は補助対象に含まない。
 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。